

答 申 書 (案)

青森市国民健康保険運営協議会

令和5年1月〇〇日

青森市長 小野寺 晃彦 様

青森市国民健康保険運営協議会

会 長 船 木 昭 夫

青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る

算定方式の見直しについて（答申）

令和4年12月21日付け青市国第774号で諮問のあった事項について、慎重審議の結果、次のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

答 申

国においては、国民健康保険事業の財政運営の広域化や事務の効率化を図るため、都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担う、国民健康保険制度の都道府県単位化を平成30年度から実施した。

青森県においても、「青森県国民健康保険運営方針」を策定し、令和3年2月にはこれを改定して、県内における保険料水準の統一などを進めることとしており、保険料水準の統一に当たっては、まずは市町村における保険料の算定方式を令和7年度までに3方式に統一することとしている。

今般、諮問のあった「青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る算定方式の見直しについて」は、青森市国民健康保険税における基礎、後期高齢者支援金及び介護納付金の3つの賦課区分のうち、現行の算定方式が2方式となっている介護納付金を、県の方針に基づき3方式に見直すものであるが、今般の見直しの結果、1世帯における介護納付金の課税対象人数が1人の場合は税負担が見直し前と同等となり、2人以上の場合は課税額が減少することで税負担の軽減が図られることとなる。

このことにより、市の保険税収入については、年間約6百万円程度の減収が見込まれるものの、本市における保険税算定方式が全て3方式となることで、県から交付される交付金

の増収が見込まれ、保険税収入の減収を補えるものとなっている。

当運営協議会としては、今般の算定方式の見直しは、県内の保険料算定方式統一のためには必要不可欠であり、県交付金の増収による財政的なメリットの最大化を図るためにも、早期に見直しを進めるべきであるとの意見を集約し、諮問内容どおりに青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る算定方式の見直しを了承するものである。